

2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

ダイトケミックス株式会社

代表取締役 永 松 真 一

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染症予防および拡散防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書をご返送いただくか、インターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見二丁目1番61号
ツイン21 MIDタワー20階 第8会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
※ 今後の状況により場所の変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daitochemix.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

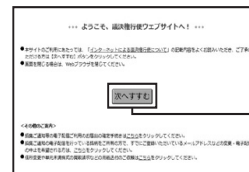


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

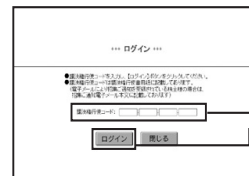
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、緊急事態宣言が解除されるなど回復基調となったものの、感染力の強い変異株による世界的な感染拡大、原油高に伴うエネルギー価格や原材料費の上昇など、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの化成品事業に関連する半導体業界は、パソコン、スマートフォン、データサーバー、5G高速通信、車載用などの半導体需要の増加により、引き続き堅調に推移いたしました。

フラットパネルディスプレイ業界は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり需要は落ち着いたものの、液晶・有機ELディスプレイともに需要は堅調に推移いたしました。

写真業界では、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和に伴う各種イベント等の再開の影響を受け、インスタント写真の需要が回復いたしました。

印刷業界では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減少していたオフィス向け需要は規制緩和に伴い回復基調にあります。しかしながら、インクジェットなどのホームユース向け需要は鈍化いたしました。

医薬品業界では、世界医薬品市場は拡大しており、国内医薬品市場も前年より、増加に転じました。

環境関連事業につきましては、産業廃棄物処理分野では、半導体産業に関連する製造業が好調であったことにより、排出量が増加いたしました。化学品リサイクル分野では、電子部品関連が生産調整の影響により、前年度並みの低調な動きで推移いたしました。しかしながら、リユース、リサイクルへの関心は、引き続き高くなってきております。

このような環境のもとで当社グループは、2020年3月期をスタートとする5カ年の中期経営計画を策定し、その目標達成に向けて、各種施策に取り組んでおります。特に、先端の半導体用感光性材料、フラットパネルディスプレイ周辺材料、機能性材料、医薬中間体の新製品開発、廃棄物処理、リサイクルの特殊技術開発などに積極的に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比15.3%増の161億34百万円となりました。経常利益は、前連結会計年度比42.2%増の17億51百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比45.0%増の15億83百万円となりました。

[セグメント別の概況]

化成品事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比16.4%増の145億96百万円となりました。

① 電子材料

半導体用感光性材料は、主力製品が堅調に推移したことにより、販売数量、売上高ともに増加いたしました。フラットパネルディスプレイ用材料は、主力製品の需要の増加により、販売数量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、電子材料の売上高は、前連結会計年度比9.6%増の99億90百万円となりました。

② イメージング材料

フィルム用材料は、需要の増加により、販売数量、売上高ともに増加いたしました。写真材料は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴う需要回復により、販売数量、売上高ともに増加いたしました。また、印刷材料に関しても需要回復傾向であり、販売数量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、イメージング材料の売上高は、前連結会計年度比72.2%増の32億59百万円となりました。

③ 医薬中間体

医薬中間体は、主力製品が堅調に推移したものの、アビガン中間体の製造を終えたことにより、販売数量、売上高ともに減少いたしました。

この結果、医薬中間体の売上高は、前連結会計年度比17.8%減の10億28百万円となりました。

④ その他化成品

その他化成品は、販売数量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、その他化成品の売上高は、前連結会計年度比16.3%増の3億18百万円となりました。

環境関連事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比5.2%増の15億38百万円となりました。

① 産業廃棄物処理分野

受託量の増加により、売上高は増加いたしました。

この結果、産業廃棄物処理分野の売上高は、前連結会計年度比4.8%増の10億60百万円となりました。

② 化学品リサイクル分野

非電子部品関連が好調に推移し、電子部品関連も微増であったことから、出荷量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、化学品リサイクル分野の売上高は、前連結会計年度比6.0%増の4億77百万円となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

区 分	売上高（百万円）	構 成 比（％）	前連結会計年度比 増 減 率（％）
化 成 品 事 業	14,596	90.5	16.4
環 境 関 連 事 業	1,538	9.5	5.2
計	16,134	100.0	15.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は17億11百万円となりました。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

化成品事業

当社福井工場 増床部分の生産設備

当社技術開発センター 分析機器の設置

当社静岡工場 電子材料生産設備の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

化成品事業

当社福井工場 新工場建設

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

設備資金や関係会社への投資などの所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により賄いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (2019年3月期)	第 74 期 (2020年3月期)	第 75 期 (2021年3月期)	第 76 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	12,068	12,417	13,998	16,134
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	619	524	1,092	1,583
1株当たり当期純利益 (円)	57.70	48.90	101.75	147.50
総 資 産 (純 資 産)(百万円)	16,908 (11,050)	16,873 (11,406)	18,825 (12,758)	21,535 (14,284)

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束を前提として経済活動の回復が期待されるものの、ウクライナ情勢の深刻化や金融市場の変動などもあり、引き続き先行き不透明な状態で推移するものと予想されます。

このような環境ではありますが、当社グループは、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の影響には十分注意を払いながら広く社会に必要とされる製品を安定的に供給し、社会的責任を果たしていくために、企業体質の強化を図ってまいります。

そのため、当社グループは、経営理念・行動指針に基づき、安定的、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す2020年3月期をスタートとする5カ年の中期経営計画を策定しましたが、2022年3月期の業績を勘案し、2022年5月に中期経営目標を上方修正いたしました。その結果、最終年度となる2024年3月期における業績目標を売上高200億円、経常利益13億円、経常利益率6%以上とし、目標達成に向けて当社グループ一丸となってこの中期経営計画に取り組んでいく所存です。

具体的な取り組みとして、化成品事業では、顧客の要望にお応えするために研究から生産にいたるスピードの向上を図るとともに、満足いただける製品・サービスの提供を推進してまいります。あわせて、当社の将来を担う新規事業の創出として自社製品の開発を進めてまいります。

そのために人材教育の強化、採用による人材の増強、研究機材の充実、外部機関との連携など開発環境の整備に取り組めます。これらにより研究開発を促進させて新規開発品の売上を増加させてまいります。また、収益性向上のため、原料のグローバル調達、既存製品の製法改良等の技術改良、工場部門の生産性向上など一層の原価低減を進め、需要拡大へ対応するための設備投資も積極的に行ってまいります。

環境関連事業では、ニーズの高まっているリユース、リサイクル事業を強化することにより競争力を高め、事業拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 中期経営計画

中期経営計画の概要は以下のとおりです。

中期経営方針

社会、顧客が求める一步先の製品・技術・サービスを提供することで更なる信頼を獲得し、安定的・持続的に成長するスペシャリティ・ファインケミカル企業グループを目指す。

1. コーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実・強化、製造、製品の環境・安全（レスポンシブル・ケア）を重視したCSRに取り組み、サステナブルな社会を実現する。
2. 「ものづくり」メーカーとして、安全第一を基本に置き、QCDを大切に迅速かつ丁寧に対応し顧客満足を上げていく。
3. 既存技術の総合力強化と新規技術を習得し、新規受託品、自社製品の開発を進める。
4. 健全な財務体質を向上していくとともに、資源の有効活用を図っていく。
5. 困難な課題にもあきらめずに挑戦し、乗り切っていく。

中期経営課題

1. 売上拡大と新製品開発のスピードアップ
2. 全体最適化での徹底した生産性向上
3. 設備投資を充実させ、安全、品質、生産性向上を推進
4. 人材育成・採用、社員教育の充実
5. すべてのコスト要素にメスを入れたコスト削減
6. グループ力を強化し、シナジー効果の最大化

経営目標

《2023年度（2024年3月期）連結経営目標》

売上高	200億円
経常利益	13億円
経常利益率	6%以上

分野における事業戦略

《化成品事業》

1. 電子材料分野
 - ・先端フォトレジスト材料、i線フォトレジスト用感光性材料、光酸発生剤、低金属化ビジネスの受託拡大
 - ・カラーフィルター用材料、有機EL材料の受託拡大、次世代表示材料の受託
2. イメージング材料分野
 - ・フィルム用材料、記録材料の受託拡大
 - ・インスタントカラー用色材の増産
3. 医薬中間体分野
 - ・既存製品の受注対応
4. その他化成品
 - ・既存製品の安定供給と顧客拡大活動
5. 新規事業創出
 - ・自社製品の開発促進

《環境関連事業》

- ・リサイクル分野の強化

資本政策と株主配当方針

当社は、健全な企業経営に努めると共に、企業価値を高めることによって、株主の皆様へ利益還元を図っていくことが最も重要であると考えております。また、利益配分につきましては、安定的な配当を念頭におき、当期の業績、配当性向、今後の事業展開に備えた内部留保など総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

成長投資

1. 2023年度までの5年間で総額約80億円の設備投資を計画します。
2. 技術力の更なる向上を図るために売上高研究開発費比率8%以上を計画します。
3. 持続的な成長と最適な組織運営を図るために5年間で約80名の要員を採用します。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日本エコロジー株式会社	百万円 200	% 100.0	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル
ディー・エス・エス株式会社	12	100.0	製造・物流・事務等の業務請負、没食子酸誘導体の製造販売

(注) 連結ベースでの売上高は、161億34百万円（前連結会計年度比15.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億83百万円（前連結会計年度比45.0%増）であります。

- ③ その他の重要な企業結合の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
DAITO-KISCO Corporation	百万ウォン 10,000	% 50.0	感光性材料の製造販売

(8) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
化 成 品 事 業	半導体および液晶用感光性材料、印刷材料、写真材料、機能性材料、医薬中間体、その他化成品
環 境 関 連 事 業	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル

(9) 主要な営業所および工場

会 社 名	所 在 地
当 社	本社：大阪市鶴見区、東京オフィス：東京都中央区 技術開発センター：大阪府大東市 静岡工場：静岡県掛川市、福井工場：福井県福井市
日本エコロジー株式会社	本社：大阪市都島区、大阪工場：大阪市鶴見区 岸和田工場：大阪府岸和田市、明石工場：兵庫県明石市 営業部：大阪市都島区
ディー・エス・エス株式会社	本社：大阪市鶴見区

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
292名	(増) 20名

(注) 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
218名	(増) 19名

(注) 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	1,727
株式会社南都銀行	890
株式会社商工組合中央金庫	640
株式会社三菱UFJ銀行	545
日本生命保険相互会社	165

(注) 上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,900,000株
(2) 発行済株式の総数 11,200,000株 (自己株式464,504株を含む)
(3) 株主数 3,250名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京応化工業株式会社	522	4.86
日本生命保険相互会社	499	4.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	482	4.49
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH PB)	440	4.11
富士フイルム株式会社	439	4.09
ダイトケミックス取引先持株会	422	3.93
竹中一雄	380	3.54
株式会社三井住友銀行	371	3.46
ダイトケミックス社員持株会	289	2.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	240	2.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永松真一	代表取締役執行役員社長 技術開発センター担当	
南修一	取締役常務執行役員 管理部、QA・RC部担当	
衛藤巧	取締役執行役員 工場担当	
住友朱之助	取締役執行役員 営業部、業務部担当	
山田基昭	取締役	日本エコロジー株式会社 代表取締役社長
中村あつ子	取締役	株式会社ハル取締役副社長
島巻利治	常勤監査役	
草尾光一	監査役	草尾法律事務所弁護士 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 京阪ホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
飯田健一	監査役	飯田会計事務所公認会計士・税理士 横山製菓株式会社社外監査役 株式会社セカンドオフィス社外監査役 株式会社タカチホ社外監査役 勝英電機株式会社社外監査役 関西超硬合金株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役中村あつ子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役草尾光一氏および飯田健一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役中村あつ子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役飯田健一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の地位・担当等の異動状況は、次のとおりであります。
- ・2021年6月24日をもって、永松真一は代表取締役執行役員社長から代表取締役執行役員社長 技術開発センター担当になりました。
 - ・2021年6月24日をもって、南修一は取締役執行役員 管理部、QA・RC部担当から取締役常務執行役員 管理部、QA・RC部担当になりました。
 - ・2021年6月24日をもって、衛藤巧は常勤監査役から取締役執行役員 工場担当になりました。
 - ・2021年6月24日をもって、山田基昭は取締役常務執行役員 工場担当から取締役にになりました。
6. 当事業年度中に就任した監査役は、次のとおりであります。
- ・2021年6月24日開催の第75期定時株主総会において、新たに島巻利治は監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	115 (5)	78 (4)	36 (0)	— (—)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	24 (9)	21 (8)	3 (1)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	139 (15)	99 (13)	39 (2)	— (—)	10 (3)

(注) 1. 当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月例の固定報酬として役位ごとに職責に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(2) 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

事業年度ごとの純利益を指標とし、期首に定めた計画の達成度合いに応じて総支給額を決定し、役位に応じて按分した個別支給額を決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

(3) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬比率が高まる構成とし、取締役会が個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および賞与の報酬比率による配分とし、取締役会がその内容を決定するものとする。また、業績の低迷等による取締役の報酬等の返還についても同様の扱いとする。

2. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は14億62百万円であります。当該指標を選択した理由は、企業価値の持続的向上を図り、株主利益を高めるためであります。

4. 取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第71期定時株主総会決議において年額1億50百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名であります。

5. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第71期定時株主総会決議において年額80百万円以内（うち社外監査役分15百万円以内）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名であります。

6. 2013年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務行為に起因する会社または株主、第三者（会社以外の全ての者、株主も含む）からの賠償請求に対し生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者は当社の全ての役員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 社外役員に関する事項

取締役 中村 あつ子

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、株式会社ハルとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会に出席した際は必要の都度、経営者としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は13回中12回でありました。

主に会社経営を含めた幅広い知見と経験から、客観的、中立的な立場で、当社の経営に対する有用な提言、助言などを行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

監査役 草尾 光一

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、草尾法律事務所、大阪市立大学法科大学院および京阪ホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、法律家としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は13回中13回でありました。また監査役会への出席は14回中14回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

監査役 飯田 健一

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、飯田会計事務所、横山製薬株式会社、株式会社セカンドオフィス、株式会社タカチホ、勝英電機株式会社および関西超硬合金株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、公認会計士、税理士としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は13回中13回でありました。また監査役会への出席は14回中14回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査および報酬実績の推移ならびに報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は、妥当と判断し同意いたしました。
3. 上記報酬以外に前任の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬2百万円を支払っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、および行動規範となる「コンプライアンス基準」を定め、役員・社員はこれに従って業務を執行する。
- ②「企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要な問題を審議する。
- ③当社の社員、子会社の社員、社外の利害関係者も対象とした社内通報制度を設け、適切に運用する。なお、通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- ④執行役員社長直轄の監査室は、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を執行役員社長および常勤監査役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従いこれらを保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①事業活動全般に係る個々のリスクについて、各規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。
- ②不測の事態が発生した場合には、執行役員社長あるいは事業所長を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を構築・運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
- ②取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
- ③経営効率を向上させるため、経営会議や部長会などの社内会議体を設け、その会議の目的に合わせた効率的な会議運営を行う。
- ④取締役、執行役員およびその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の経営について「子会社管理規程」を定め、その自主性を尊重しつつ、定期的に事業内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行い、業務の適正を図る。
 - ②子会社に対しても、「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、「コンプライアンス基準」を適用して、子会社の役員・社員にもそれにしたがって業務を執行することを求める。
 - ③執行役員社長直轄の監査室が、子会社に対しても、職務執行状況を監査する。
 - ④子会社が作成する経営計画について報告を受けるとともに、当社が保有する機能、資産を効率的に活用できるようにする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。
 - ②監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮命令は受けない。
 - ③監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行う。
- (7) 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、取締役、社員の業務執行状況を把握するため、取締役会へ出席し、また常勤監査役は、経営会議他の重要会議に出席し必要に応じて説明を求める。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員に対して報告を求めることができる。なお、報告者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
 - ②取締役は、企業倫理、法令遵守、リスク管理に関し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、遅滞なく監査役に報告する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図る。
 - ②監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ③監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①反社会的勢力に対しては、管理部に情報を収集し対応する。
- ②反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- ③警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役の職務執行に関する事項

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、執行役員以下の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、各自の権限および責任の範囲で職務を執行いたしました。

(2) 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則として監査役会を月1回開催し、監査役間の情報共有を行い会社の状況を把握し、意見交換および協議を行いました。さらに、取締役会等に出席するとともに、取締役および使用人と意思疎通を図り、監査室および会計監査人と連携し、必要に応じて説明報告を求め意見を述べるなどにより、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

(3) 監査室の監査に関する事項

監査室は、執行役員社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について各部門を対象とした監査を実施し、その結果および改善状況を執行役員社長および常勤監査役に報告いたしました。

(4) 子会社の管理に関する事項

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営会議において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実施に努めました。

(5) コンプライアンス管理に関する事項

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「コンプライアンス基準」の社内広報による全社員への定期的な周知を図りました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,785	流動負債	4,906
現金及び預金	3,423	支払手形及び買掛金	1,489
電子記録債権	2	短期借入金	900
売掛金	4,281	1年内償還予定の社債	189
商品及び製品	632	1年内返済予定の長期借入金	680
仕掛品	1,767	リース債務	7
原材料及び貯蔵品	1,518	未払法人税等	159
未収入金	35	未払消費税等	26
未収消費税等	81	契約負債	9
その他	41	賞与引当金	384
固定資産	9,750	役員賞与引当金	63
有形固定資産	6,600	未払金	852
建物及び構築物	1,450	その他	145
機械装置及び運搬具	1,412	固定負債	2,343
工具器具及び備品	171	社債	268
土地	2,820	長期借入金	1,930
リース資産	20	リース債務	14
建設仮勘定	726	繰延税金負債	84
無形固定資産	86	退職給付に係る負債	30
ソフトウェア	63	その他	15
ソフトウェア仮勘定	23	負債合計	7,250
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,062	株主資本	13,301
投資有価証券	2,866	資本金	2,901
繰延税金資産	45	資本剰余金	4,421
退職給付に係る資産	30	利益剰余金	6,228
その他	120	自己株式	△249
資産合計	21,535	その他の包括利益累計額	982
		その他有価証券評価差額金	949
		為替換算調整勘定	33
		純資産合計	14,284
		負債及び純資産合計	21,535

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		16,134
売 上 原 価		13,205
売 上 総 利 益		2,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,165
営 業 利 益		1,763
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	37	
不 動 産 賃 貸 料	10	
補 助 金 収 入	8	
雑 収 入	32	89
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
為 替 差 損	18	
固 定 資 産 除 却 損	32	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	21	
雑 損 失	7	101
経 常 利 益		1,751
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,751
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	243	
法 人 税 等 調 整 額	△75	168
当 期 純 利 益		1,583
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,583

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,901	4,421	4,795	△248	11,868
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△150		△150
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,583		1,583
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,433	△0	1,433
当 期 末 残 高	2,901	4,421	6,228	△249	13,301

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	877	12	889	12,758
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△150
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,583
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	72	20	93	93
当 期 変 動 額 合 計	72	20	93	1,526
当 期 末 残 高	949	33	982	14,284

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 2社
子会社すべてを連結しています。
連結子会社名
日本エコロジー株式会社、ディー・エス・エス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社数 1社
会社名
DAITO-KISCO Corporation
3. 連結子会社等の決算日等に関する事項
連結子会社等の決算日は、DAITO-KISCO Corporationを除き、すべて連結決算日と一致しております。DAITO-KISCO Corporationの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
 - ② デリバティブ
時価法によっております。
 - ③ 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
主として、定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6～60年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具器具及び備品	2～20年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
当社および国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
当社および国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
当社および国内連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度末に全額を費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- ① 化成品の製造・販売
当社およびディー・エス・エス株式会社は、化成品メーカーおよび商社を主な得意先として、電子材料、イメージング材料、医薬中間体、その他化成品の製造・販売を行っております。
これらの取引については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、国内販売においては、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。
取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- ② 産業廃棄物処理
日本エコロジー株式会社は、各種メーカーおよび産業廃棄物処理業者を主な得意先として、産業廃棄物処理を行っております。
これらの取引においては、主に受託した産業廃棄物（廃液）を中和無害化処理することを履行義務としており、原則として中和無害化処理が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。
取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
なお、産業廃棄物処理における日本エコロジー株式会社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

③ 化学品リサイクル

日本エコロジー株式会社は、化成品メーカーを主な得意先として、化学品リサイクルを行っております。

これらの取引においては、主に受託した有機溶剤をリサイクル処理して顧客へ納品することを履行義務としており、原則としてリサイクル製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の受託先においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産および負債は、在外関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建債務および外貨建の予定取引

③ ヘッジ方針

社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結納税制度の適用

当社および国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度から単体納税制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および国内連結子会社は、翌連結会計年度よりグループ通算制度へ移行しない旨の届出をしております。それに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の額については単体納税制度に基づいた額としております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、日本エコロジー株式会社における一部の産業廃棄物処理における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における日本エコロジー株式会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 当社福井工場に係る有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	一百万円
有形固定資産	281百万円

当連結会計年度において、医薬中間体分野の収益性の悪化により、当社福井工場において同分野の製品を製造する資産グループについて減損の兆候があると判断いたしました。当該資産グループの正味売却価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しておりません。ただし、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当該資産グループの正味売却価額を算定するにあたり、土地及び建物については外部の不動産鑑定士によって行われた不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。

② 主要な仮定

不動産鑑定評価には原価法が適用され、主要な仮定は土地の更地価格であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である土地の更地価格は不動産市況により左右されることから、正味売却価額の見積りには不確実性が存在し、正味売却価額が変動することにより、固定資産の減損の認識の判定および減損損失の算定に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）45百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は364百万円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、当社グループにおける売上高の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。事業計画の前提となっている翌連結会計年度の売上高が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、現時点では当社グループの事業活動に対する影響は軽微であるため、今後の業績についても重要な影響は及ぼさないことと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

有形固定資産	1,760百万円
投資有価証券	1,515百万円
計	3,276百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	800百万円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,920百万円
計	2,720百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

27,039百万円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

DAITO-KISCO Corporation 1,396百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 11,200,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	75	利益剰余金	7	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	75	利益剰余金	7	2021年9月30日	2021年12月7日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	75	利益剰余金	7	2022年3月31日	2022年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入および社債の発行による方針であります。

- (2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎年把握する体制をとり、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに上場株式は時価の把握、その他は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定例報告等によって取締役会に報告しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達であります。長期借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済日および償還日は最長で決算日後5年です。金利の変動リスクに関しては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別の契約ごとに原則固定金利での契約を利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	1,902	1,902	—
資産計	1,902	1,902	—
(1) 社債	457	456	△1
(2) 長期借入金	2,610	2,584	△25
負債計	3,067	3,041	△26

- (注) 1. 「現金及び預金」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額49百万円）および関連会社株式（連結貸借対照表計上額914百万円）は、市場価格がないため「(1)投資有価証券」には含めておりません。
3. 「(1)社債」には、1年内償還予定の社債（189百万円）を含めて記載しております。
4. 「(2)長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金（680百万円）を含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：百万円）

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,902	—	—	1,902

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債
(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	456	—	456
長期借入金	—	2,584	—	2,584

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合想定される利率で割り引いた方法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
電子材料	9,990	—	9,990
イメージング材料	3,259	—	3,259
医薬中間体	1,028	—	1,028
その他化成品	318	—	318
産業廃棄物処理	—	1,060	1,060
化学品リサイクル	—	477	477
顧客との契約から生じる収益	14,596	1,538	16,134
外部顧客への売上高	14,596	1,538	16,134

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,330円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 147円50銭 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,240	流動負債	4,546
現金及び預金	3,107	買掛金	1,451
売掛金	4,024	短期借入金	800
商品及び製品	529	1年内償還予定の社債	189
仕掛品	1,782	1年内返済予定の長期借入金	630
原材料及び貯蔵品	1,499	未払金	863
前払費用	26	未払費用	106
短期貸付金	75	未払法人税等	137
未収入金	110	契約負債	9
未収消費税等	81	賞与引当金	308
その他	1	役員賞与引当金	39
固定資産	8,844	その他	11
有形固定資産	4,987	固定負債	1,911
建物	885	社債	268
構築物	157	長期借入金	1,530
機械及び装置	1,345	退職給付引当金	22
車両及び運搬具	12	繰延税金負債	84
工具器具及び備品	155	長期未払金	6
土地	1,704	負債合計	6,457
建設仮勘定	726	(純資産の部)	
無形固定資産	86	株主資本	12,677
ソフトウェア	63	資本金	2,901
ソフトウェア仮勘定	23	資本剰余金	4,421
投資その他の資産	3,770	資本準備金	4,421
投資有価証券	1,951	利益剰余金	5,604
関係会社株式	1,611	利益準備金	127
長期貸付金	75	その他利益剰余金	5,476
長期前払費用	45	別途積立金	1,500
前払年金費用	30	繰越利益剰余金	3,976
その他	56	自己株式	△249
		評価・換算差額等	949
		その他有価証券評価差額金	949
資産合計	20,084	純資産合計	13,627
		負債及び純資産合計	20,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		14,479
売 上 原 価		12,099
売 上 総 利 益		2,379
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		946
営 業 利 益		1,433
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	110	
不 動 産 賃 貸 収 入	24	
補 助 金 収 入	8	
雑 収 入	36	181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
為 替 差 損	18	
固 定 資 産 除 却 損	30	
雑 損 失	7	74
経 常 利 益		1,539
特 別 利 益		
子 会 社 債 務 免 除 益	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益		1,542
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	150	
法 人 税 等 調 整 額	△70	80
当 期 純 利 益		1,462

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	資 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
					別 積 立 金	繰 上 り 金	繰 下 り 金		
当 期 首 残 高	2,901	4,421	4,421	127	1,500	2,663	4,291	△248	11,365
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△150	△150		△150
当 期 純 利 益						1,462	1,462		1,462
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	1,312	1,312	△0	1,312
当 期 末 残 高	2,901	4,421	4,421	127	1,500	3,976	5,604	△249	12,677

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	877	877	12,242
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△150
当 期 純 利 益			1,462
自 己 株 式 の 取 得			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	72	72	72
当 期 変 動 額 合 計	72	72	1,384
当 期 末 残 高	949	949	13,627

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

構築物 6～60年

機械及び装置 5～8年

(2) 無形固定資産…………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異については、発生時に全額を処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建債務および外貨建の予定取引

(3) ヘッジ方針

社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度から単体納税制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度よりグループ通算制度へ移行しない旨の届出をしております。それに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の額については単体納税制度に基づいた額としております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 当社福井工場に係る有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	一百万円
有形固定資産	281百万円

当事業年度において、医薬中間体分野の収益性の悪化により、当社福井工場において同分野の製品を製造する資産グループについて減損の兆候があると判断いたしましたが、当該資産グループの正味売却価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上していません。ただし、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）一百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は318百万円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、現時点では当社の事業活動に対する影響は軽微であるため、今後の業績についても重要な影響は及ぼさないことと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務	
有形固定資産	1,760百万円
投資有価証券	1,515百万円
計	3,276百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	800百万円
長期借入金	1,920百万円
(1年以内返済予定分を含む)	
	2,720百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	24,114百万円
3. 保証債務	
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
日本エコロジー株式会社	350百万円
DAITO-KISCO Corporation	1,396百万円
計	1,746百万円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	286百万円
長期金銭債権	75百万円
短期金銭債務	130百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との主要な取引高	
営業取引による取引高	
売上高	540百万円
仕入高	1,074百万円
営業取引以外の取引による取引高	97百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	464,504株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	55百万円
賞与引当金	94百万円
繰越欠損金	239百万円
投資有価証券評価損	22百万円
減損損失	390百万円
ゴルフ会員権評価損	26百万円
関係会社株式評価損	60百万円
その他	49百万円
繰延税金資産小計	939百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△70百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△550百万円
評価性引当額小計	△621百万円
繰延税金負債との相殺	△318百万円
繰延税金資産の純額	一百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	9百万円
その他有価証券評価差額金	394百万円
繰延税金負債小計	403百万円
繰延税金資産との相殺	△318百万円
繰延税金負債の純額	84百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額	科 目	期 末 残 高
子会社	日本エコロジー株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 設備等の賃貸 債務保証 役員の兼任 2名	貸付資金の回収 (注) 2	50	短期貸付金および長期貸付金	150
				利息の受取 (注) 2	1	—	—
				子会社債務免除益 (注) 3	2	未収入金	2
				債務保証 (注) 4	350	—	—
関連会社	DAITO-KISCO Corporation	所有 直接 50.0%	製品の販売 原料の仕入 債務保証 役員の兼任 3名	製品の販売 (注) 2	540	売掛金	131
				原料仕入 (注) 2	142	買掛金	15
				債務保証 (注) 4	1,396	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- (1) 製品の販売、原料の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し実施しております。
3. 当社は日本エコロジー株式会社が単体納税を採用していた場合の法人税相当額を収受することとしております。
4. 当社は日本エコロジー株式会社およびDAITO-KISCO Corporationの借入金に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,269円38銭
2. 1株当たり当期純利益 136円26銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ダイトーケミックス株式会社

取締役会御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 恵二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトーケミックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ダイトーケミックス株式会社

取締役会御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 恵二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、使用人等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および東陽監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

ダイソーケミックス株式会社 監査役会

常勤監査役 島 巻 利 治 ⑩

社外監査役 草 尾 光 一 ⑩

社外監査役 飯 田 健 一 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は健全な企業運営に努めるとともに、企業価値を高めることによって、株主の皆様への利益還元を図っていくことが最も重要であると考えております。

剰余金の配当につきましては、安定的な配当を念頭に置き、総合的に勘案して行うこととしております。

この配当方針と今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は75,148,472円となり、中間配当金として7円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>＜削除＞</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="422 210 555 248"><新設></p>	<p data-bbox="1066 210 1139 248">附則</p> <p data-bbox="815 250 1398 331">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="815 333 1398 584">第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="890 586 1398 920">2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="890 922 1398 1173">3 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すみともあけのすけ 住友朱之助 (1964年9月30日生)	1992年7月 当社入社 2008年4月 当社静岡工場副工場長 2011年2月 DAITO-KISCO Corporation理事 2016年3月 当社営業部長 2019年4月 当社執行役員営業部長、 業務部担当 2020年4月 当社執行役員 営業部、業務部担当 2020年6月 当社取締役執行役員 営業部、業務部担当（現任）	8,200株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>住友朱之助氏は、当社の製造部門、販売部門の責任者を務めるなど、当社の業務全般について豊富な経験、実績、見識を有しており、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	
2	みなみしゅういち 南修一 (1963年1月25日生)	1987年3月 当社入社 2009年4月 当社大阪工場長 2012年9月 当社QA・RC部長 2013年4月 当社管理部長 2016年4月 当社執行役員管理部長 2019年6月 当社取締役執行役員 管理部、QA・RC部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員 管理部、QA・RC部担当 (現任)	13,400株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>南修一氏は、当社の製造部門、管理部門の責任者を務めるなど、業務全般について豊富な経験、実績、見識を有しております。引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	え 衛 とう 藤 たくみ 巧 (1961年7月8日生)	1986年3月 当社入社 2004年4月 当社QA・RC推進部長 2011年4月 当社福井工場長 2015年6月 日本エコロジー株式会社 取締役(岸和田工場長、大阪工場長) 2017年4月 当社特命事項担当 日本エコロジー株式会社 取締役(非常勤) 2017年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役執行役員 工場担当(現任)	21,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>衛藤巧氏は、当社の品質保証部門、製造部門の責任者を務めるなど、品質管理業務、製造業務全般に関する経験、実績、見識を有し、さらに監査役を経験しており、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。</p>			
4	なか 中 むら 村 あつ あつ子 こ (1958年9月4日生)	1982年4月 株式会社ヤラカス館入社 1986年2月 アン企画創業 1989年2月 株式会社アンティム代表取締役 2009年4月 大阪府都市魅力創造局副理事兼 都市魅力課長 2011年9月 大阪府立大学観光産業戦略研究所客 員研究員 2012年4月 株式会社ハル取締役副社長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ハル取締役副社長	1,600株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>中村あつ子氏は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、取締役会において的確な提言、助言をいただいております。これらの経験と実績を活かし、社外取締役として客観的、中立的な立場で、当社の経営に対する有用な提言、助言などを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 中村あつ子氏が取締役副社長を務める株式会社ハルと当社との間には、特別な関係はありません。
中村あつ子氏以外の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中村あつ子氏の戸籍上の氏名は、中村敦子であります。
3. 中村あつ子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中村あつ子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
5. 独立役員の届出について
当社は、中村あつ子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 責任限定契約について
当社は中村あつ子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務行為に起因する会社または株主、第三者（会社以外の全ての者、株主も含む）からの賠償請求に対し生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者は当社の全ての役員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区城見二丁目1番61号

ツイン21 MIDタワー20階 第8会議室

※ 今後の状況により場所の変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。



交通ご案内

- JR大阪環状線、東西線「京橋」駅西口より徒歩約5分
 - 京阪電鉄「京橋」駅片町口より徒歩約5分
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅④番出口より徒歩約3分
- ※ なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また株主総会運営メンバーにおいてもマスクを着用して対応させていただく予定であります。

- ※ 本年度におきましても、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。